

決 定 書

申 立 人 X

被申立人 Y

上記当事者間の高労委昭和45年（不）第11号及び高労委昭和51年（不）第2号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和4年2月17日、第534回公益委員会議において、会長公益委員下元敏晴、会長代理公益委員山岡敏明、公益委員川田勲、同藤原潤子、同高林藍子が出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

昭和45年11月4日及び昭和51年2月25日にそれぞれ、申立人Xは、本件救済申立てを行ったが、平成30年1月4日に死亡した。

また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年2月17日

高知県労働委員会

会長 下元 敏晴